

宜野湾市小規模工事等 契約希望者の登録申請について

令和3・4年度の宜野湾市小規模工事等契約希望者の登録申請について、次のとおり受付いたします。

申請期間 2/1(月)～2/26(金)
※土日・祝日を除く
※当日消印有効
※新型コロナウイルス感染防止のため、申請方法は、郵送のみとします。

申請場所 契約検査課(市役所3階)
申請書類の配布等
提出要領は、1月12日(火)から上記申請場所で配布および市ホームページに掲載いたします。

☎ 契約検査課 内線428

博物館市民講座受講生募集！ 【考古学と自然科学分析】

考古学に活用される自然科学分野の調査法を紹介し、その結果からわかることを解説します。

日時 2/7(日) 14:00～15:30
※開場13:30～

場所 真志喜公民館
講師 橋本 真紀夫
(パリオ・サーヴェイ株式会社 顧問)

定員 25人程度
受講料 無料
申込期間 1/18(月)～2/5(金)

※定員に達し次第、締め切り
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催日を変更する場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

☎ 市立博物館 ☎870-9317
(平日9:00～17:00)

市立博物館臨時休館のお知らせ

市立博物館は、空調設備改修工事に伴い、下記の通り休館します。工事が終了し、準備が整い次第開館するため、工事の進捗次第によっては休館期間の短縮や、延長の可能性があります。工事の終了時期が確定次第、改めて開館の日程をお知らせする予定です。

なお、休館中における博物館市民講座や、わらば～体験じゅくは、主に館外で開催する予定です。

ご理解とご協力をお願いします。
休館期間 ～令和3年3月中旬頃



☎ 市立博物館 ☎870-9317
(平日9:00～17:00)

令和3年度 宜野湾市立中央公民館定期利用団体(サークル)の登録について

宜野湾市立中央公民館では、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習を行う団体に対し活動の振興を図るため、令和3年度の定期利用の登録を下記の日程で受け付けております。

受付期間 2/1(月)～2/28(日) 9:00～17:00 (火曜・祝日は休館)
登録の要件

- ①団体の構成人員が10人以上で、かつ、構成員の過半数が宜野湾市内に在住、在勤または在学していること。
- ②団体の組織および活動のために代表者を置き、会則または規約等を備えていること。
- ③団体の代表者は、宜野湾市内に在住、在勤または在学していること。
- ④団体活動のための経理が明らかであること。
- ⑤市民に広く開かれた団体であること。
- ⑥活動の成果をボランティア活動などをおして社会に還元できる団体であること。
- ⑦宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会(以下「協議会」という。)会則第3条に基づき、協議会に加入できること。
- ⑧構成員の資質向上に努め、協議会および中央公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- ⑨構成員から徴収した会費は、主たる活動費に充てること。
- ⑩講師や指導者への報酬は、原則無償とする。ただし、謝礼金を支払う場合は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準ずるものとする。
- ⑪講師や指導者が自らサークルを主宰する場合は、金品その他活動に起因する対価を得ることがないこと。

～このような団体は登録できません～

- ①塾や民間教室(カルチャーセンター)のように、講師(先生・指導者)が中心となって月謝をとり活動を進めている団体
- ②会員相互の親睦・交流だけが目的となっている団体
- ③自分が好きなことを学ぶだけで活動成果を社会に還元しない団体

～登録後の留意点～

- ①団体登録後でも、市主催・共催、社会教育関係団体による行事が優先となり、活動を全て保障する登録制度ではありません。
- ②定期利用が認められた団体は、サークル連絡協議会への加入および、参画が義務となっています。詳しくは、中央公民館までお問い合わせください。

※集会場の空調機器に、経年劣化による不具合が見られ空調を提供できなくなる可能性がございます。また、令和4年1月より集会場、舞台機構改修工事のため使用に制限がありますことをご了承ください。

☎ 市立中央公民館 ☎893-4436

上限5,000円相当のポイントが付与されます

※キャッシュレス決済で2万円のチャージorお買い物をする必要があります。

スマホでカンタン申請!マイナンバーカードの申請はお早めに!

※マイナンバーカードは、申請から交付まで、約2カ月かかりますのでご注意ください。

マイナンバーカードを使って、マイナポイントの予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするとポイントが付与されるのが、「マイナポイント」の仕組みです!

対象となる決済サービスは、マイナポイント事業ホームページでご確認ください。

宜野湾市では、本庁舎1階ロビーの特設窓口で、マイナポイントの予約(マイキーID設定)・申込に必要な手続きをお手伝いします。

マイナポイントに関するお問い合わせ先
総務省マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
※音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

詳しくはコチラ▶

2月1日(月)は市県民税 第4期の納期限です

市税納期カレンダー

期別	科目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	6月30日	6月1日
第2期		7月31日	8月31日	
第3期		12月25日	11月2日	
第4期		3月1日	2月1日	

～納税に困っている方は、
早めにご相談を～

失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けていますので、ご連絡ください。

☎ 納税課 内線246～257

ご芳志ありがとうございました 市への寄附者

- 香典返し
- 奥間 政喜 様 中城村在 5万円
 - 故 奥間 ツル(母) 様
- 市社会福祉協議会への寄附者
コロナ対策支援金
- (有)アイムヤラ 様
 - 野高在 5千円
- 香典返し
- 宮城 好子 様 嘉数在 5万円
 - 故 宮城 正博(夫) 様

令和3年度市立小・中学校新一年生入学説明会日程のご案内

【各小学校】
日時 1/29(金) 15:00～(14:30受付開始)
場所 指定された各小学校
※保護者のみ参加

【各中学校】
日時 2/5(金) 14:30～(14:00受付開始)
場所 指定された各中学校
※生徒同伴で参加
※各小・中学校では駐車場の確保が困難なため駐車場はございません。

令和3年1月中旬までに「就学通知書(ハガキ)」を送付します。1月22日(金)までに就学通知書が届かない場合は、教育委員会学務課へご連絡ください。入学説明会の内容や終了時間等については、各学校にお問い合わせください。※新型コロナウイルス感染防止対策として、説明会へ参加する保護者は1人までとします。

☎ 教育委員会学務課 ☎892-8283

20歳がスタート。知っておきたい年金の話

国民年金って何？
国民年金は、老後や病気・ケガ等で障害を負ったとき、または子のある方が亡くなったときの生活を、社会全体で支え合うという目的で作られた制度です。日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)※となります。※第1号被保険者→自営業者・学生・無職等、第2号被保険者→会社員・公務員等(厚生年金加入者)、第3号被保険者→第2号被保険者に扶養されている配偶者

20歳になったときの加入手続きは？

第1号被保険者には、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする必要があります。また、厚生年金加入者に扶養されている方は、夫や妻の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。

保険料はいくら？

第1号被保険者が納めるべき保険料は、月額16,540円(令和2年度の額)です。

保険料を納める事が困難な場合は？

申請によって保険料が免除される次の制度があります。免除が認められるには、所得額が一定額以下等の要件があります。

- ①「学生納付特例」・・・学生の方
- ②「申請免除」「納付猶予制度」・・・学生以外の方

国民年金はどんな時にもらえるの？

国民年金に加入して保険料を納め続けることで、次のような場合に年金を受け取ることができます。ただし、保険料を未納のままにすると、年金が受け取れなくなる場合があります(他にも年金を受け取るための要件があります)。

- ①65歳になったとき(老齢基礎年金)
- ②病気やケガ等で障害を負ったとき(障害基礎年金)
- ③子のある方が亡くなったとき(遺族基礎年金)

日本年金機構ホームページ▶



☎ 市民課 年金係 内線117

令和3年度 就学援助制度(要保護・準要保護)追加申請について

就学援助制度は、小・中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを援助する制度です。

令和3年度の申請受付は昨年8月に終了しましたが、申請されていない世帯を対象に、追加申請の受付を行います。

【注意!】

昨年8月に申請されている方には、1月末までに結果通知が届きます。認定になった方は、申請する必要はありません。

対象 H18/4/2～H27/4/1生まれ(令和3年度 新小学校1年生～新中学校3年生)で、令和3年度就学援助の認定がされていない方

配布および受付期間 2/1(月)～2/26(金) ※土日、祝日を除く
書類の配布場所 ①各公立小中学校の事務室
②教育委員会学務課(市民会館2階)

※市ホームページからダウンロードもできます。

書類の提出先 教育委員会学務課(市民会館2階)
認定基準額(目安)

世帯人数	合計収入額	世帯人数	合計収入額
2人	約170万円以下	4人	約292万円以下
3人	約240万円以下	5人	約343万円以下

※「合計収入額」は、19歳以上の世帯員全員の年間の合計です。
※収入とは、控除等を差し引く前の給与・営業所得・年金収入等です。

☎ 教育委員会学務課 ☎892-8283

